

## 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会の設立について

豊橋河川事務所

### 1. 目的

豊川の霞堤に起因する浸水被害が発生している地区の浸水被害を軽減させるため、流域の特性を考慮した「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画（仮称）」を策定するとともに、計画を着実に推進することを目的とする。

### 2. 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画（仮称）

- （1）霞堤地区の浸水被害軽減対策について、事業主体と具体施策を定める。
- （2）ハード対策である小堤の高さ、構造について、河川整備計画に基づき議論する。
- （3）ソフト対策については、以下の 3 段階を定める。

第 1 期：平成 28 年の出水期前

具体的には下記のような内容を想定。

- ・洪水が起こった場合の霞堤地区に特化した浸水想定区域図の作成。
- ・石田基準地点など、霞地区の避難の指標となる水位の設定。

第 2 期：ソフト対策に必要な CCTV、簡易水位計、警報装置の整備後の運用

第 3 期：霞小堤整備終了後の運用

### 3. 計画策定体制、実施体制

#### （1）協議会（本会）

- 1) 作業部会で検討された内容について審査、承認する場。
- 2) 開催は、協議会設立時、計画策定時及び計画策定後等（随時）。
- 3) メンバー

豊橋河川事務所長  
東三河建設事務所長  
豊橋市建設部長 他※  
豊川市建設部長 他※  
豊川改修期成同盟会会長  
豊川改修促進期成同盟会会長

※必要に応じて、防災部局等の出席を求める。

#### （2）作業部会

- 1) 協議会の下部組織として位置づけ、豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画を検討し計画（案）を協議会に諮る会議。
- 2) 霞堤地区の代表者にもメンバーとして加わってもらい、地元意見を取り入れる。
- 3) 本年度の開催は、ソフト対策については平成 28 年 1 月～2 月に 2 回程度、ハード対策については 2 月～3 月に 2 回程度を考えている。基本は各霞個別で開催し、必要に応じて合同で開催。計画策定後は適宜開催。

#### 4) メンバー

豊橋河川事務所 副所長、調査課長 他※  
東三河建設事務所 河川港湾整備課長 他※  
豊橋市河川課長、課長補佐 他※  
豊川市道路維持課長、課長補佐 他※  
各霞地区代表者 各 2 名程度

※必要に応じて、防災部局等の出席を求める。

#### （3）事務局

事務局は、豊橋河川事務所調査課とする。